

持続的生産強化対策事業のうち茶・菓用作物等地域特産作物体制強化促進のうち
甘味資源作物等支援事業（さとうきび農業機械等導入支援事業）公募要領

第1 趣旨

持続的生産強化対策事業のうち茶・菓用作物等地域特産作物体制強化促進のうち甘味資源作物等支援事業（さとうきび農業機械等導入支援事業）（以下「本事業」という。）の事業実施主体の公募については、この要領により行うものとする。

なお、本公募は、令和8年度政府予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容等の変更があり得る。

第2 事業の内容

本事業は、さとうきびの持続的な生産の強化に必要な次に掲げる農業機械等を導入又はリース導入する際に必要な経費を助成するものとする。

1 農業機械等

- (1) ケーンハーベスタ（収納袋を含む。）
- (2) 株出管理作業機
- (3) 苗植付機
- (4) 乗用トラクター
- (5) 防除用機械
- (6) 堆肥散布機、堆肥散布車（車と一体的なものに限る。）
- (7) 肥料散布機
- (8) 耕土改良用機械
- (9) 耕うん用機械
- (10) 碎土整地用機械
- (11) 栽培管理用機械
- (12) 搬出・搬入機
- (13) 脱葉機
- (14) 散水車（車と一体的なものに限る。）

2 機材（干ばつ被害を軽減するものに限る。）

- (1) 設置型農業用タンク
- (2) 灌水ポンプ
- (3) 灌水用機器（点滴チューブ、スプリンクラー）

3 1 (1) 又は (3) の導入又はリース導入に併せて1 (12) の導入又はリース導入を行う場合は、1 (1) 又は (3) の能力・規模に見合った1 (12) に限り、導入又はリース導入ができるものとする。

4 1 (6) 堆肥散布車又は1 (14) の導入又はリース導入を行う場合は、第3の1 (1) から (3) まで並びに (6) 及び (7) に掲げる者が、市町村や島等広範囲において農業用に活用する計画に基づき、導入又はリース導入する場合に限るものとする。

る。

なお、当該計画については、関係市町村や地域の協議会等と調整の上で作成し、実施される必要がある。

第3 応募要件

1 本事業の公募に応募できる者は、当該者の事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条1項の指定地域をいう。以下同じ。）にあり、さとうきびの生産振興の取組を行う次に掲げる者とする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 公社（地方公共団体から出資を受けている法人をいう。）
- (3) 土地改良区
- (4) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (5) 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。）
- (6) その他農業者等の組織する団体
- (7) 民間企業

2 本事業の事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) さとうきびについての知見を有し、かつ産地が抱える課題解決に向け、的確に事業を行う体制及び能力を有するものであること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であって、定款、役員名簿、組織の事業計画書・報告書、収支予算決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金等の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。
- (4) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第4 採択要件等

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 10a当たりの労働時間を10%以上削減
- (2) 作付面積を1%以上増加
- (3) 生産量を5%以上増加

(4) 作型別栽培の 10 a 当たり収量を 5%以上増加

(5) 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を 6 ポイント以上増加

なお、(5)については、第2の1(2)から(4)まで又は(6)から(11)までの農業機械等を導入又はリース導入する場合に設定できるものとする。

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区がさとうきびに係る指定地域の区域内にあること。

4 事業実施計画の承認基準

(1) 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項

ア 事業実施計画の内容が、1の成果目標に沿ったものであること。

イ 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。

ウ 取組の内容が、事業の趣旨に合致したものであること。

エ 取組の内容が、受益地域において重要なものであること。

オ 予定している農業機械等の導入又はリース導入が、成果目標の達成に直結するものであること。

カ 受益する農家戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。ただし、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、事業実施主体は、新たに事業参加者を募ること等により、3戸又は5名以上となるよう努めるものとする。

キ 既存の農業機械等の代替となる、同種・同能力のものを再度導入する場合（いわゆる更新と見込まれる場合）は、助成の対象としないものとする。

ク 農業機械等の能力・規模が、受益戸数及び受益面積の範囲等に鑑み適正であること。

ケ 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最低限なものであること。

コ 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、リース導入の場合においては、当該農業機械等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。

特に、含みつ糖のみを生産する地区におけるケーンハーベスタの導入又はリース導入を申請する場合については、品質管理等の観点から、当該地区内に前処理施設又は精脱葉施設等が整備されていること。

サ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

シ 助成の対象となる農業機械等は、盗難補償及び天災等に対する補償を含む動産総合保険等の保険に確実に加入すること。

ス 事業実施主体の後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されている

こと。

セ 第2の1(5)のうち無人航空機(ドローン等)の導入又はリース導入に当たっては、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン(令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知)等を遵守するものとする。

ソ 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、事業実施期間又はリース期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

なお、当該補助事業による農業機械等の導入(リース含む。)後、当該農業機械等の利用状況等、直近の取組状況等を十分に考慮するものとする。

タ

(2) 農業機械等を導入する場合

ア 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

イ 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、予算成立後に改正される持続的生産強化対策事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出するものとする。

地方農政局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。

(イ) 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費-補助金) / 当該農業機械等の耐用年数 + 年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(ウ) 賃借契約は、契約書等をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第5 事業実施期間

令和8年度

第6 助成

1 補助対象経費

(1) 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項

ア 補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について(平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知)及び過大

精算等の不当事態の防止について（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房通知）によるものとする。

イ 機械設備の納入にあたっては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食第 2088 号、3 農産第 2897 号、3 畜産第 1991 号農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知）第 1 の 6 の（2）のイ 産地基幹施設等支援タイプ等における利益等排除についてを準用すること。

（2）農業機械等を導入する場合

ア 補助対象経費は、原則、新品の農業機械等の実勢価格とする。ただし、地方農政局長が必要と認める場合は、中古農業機械等から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

イ 農業機械等の購入先の選定にあたっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札によるものとする。

ウ 本事業に係る補助金の額は、対象となる農業機械等ごとにそれぞれ千円未満を切り捨てた額の合計とする。

（3）農業機械等のリース契約を締結する場合

ア 補助対象経費は、リース契約（事業実施主体とリース事業者の 2 者間で締結する農業機械等の賃貸者に関する契約をいう。）に係る農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」）及びリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの（以下「リース諸費用」という。）とする。

（ア）保険料

（イ）固定資産税（償却資産）

（ウ）金利

（エ）その他農産局長が特に必要と認めるもの

イ リース事業者とのリース契約は、原則として事業費の低減を図るため一般競争入札によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ア）事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

（イ）リース期間が 4 年以上で法定耐用年数以内であること。

（ウ）本事業に係る補助金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

① $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10$ 以内

② リース料助成額 = ((リース物件価格 - 残存価格) + リース諸費用) × 6/10
以内

2 補助率

農業機械等の導入にあつては、物件価格の 6/10 以内、農業機械等のリース導入にあつては、リース料の 6/10 以内とする。

3 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、本事業の補助の対象としないものとする。

4 助成金の返還

地方農政局長は、本事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従つて適正かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあつては、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第7 審査方法等

1 地方農政局長は、応募者が第3の応募要件を満たすこと及び第10の3に定める応募書類が全て整っていることを確認した後、提出された事業実施計画について、その内容をヒアリング等の方法により確認するとともに、別表の審査基準に基づき、そのすべての審査項目のポイントを合計したポイント付けをすることにより事前審査を行い、当該事業実施計画及び事前審査の結果を農産局長に提出するものとする。

2 農産局長は、1により地方農政局長から提出された事業実施計画について、第4の採択要件等を満たしていることを審査した上で、別に定めるところにより設置する外部有識者で構成する選定審査委員会において、別紙に掲げる審査基準等に基づき、採択優先順位を定め、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定し、その結果を地方農政局長に通知するものとする。

3 選定審査委員会により指摘を受けた場合にあつては、地方農政局長は、指摘を反映させることができるものとする。

なお、この場合であっても、ポイントの変更は認めないものとする。

4 地方農政局長は、応募のあった事業実施計画等について、当該事業実施地区が所在する県に情報を提供するものとする。

5 4の情報提供を受けた県は、事業実施計画等について、県における農業の振興に係る方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長を経由して、農産局長に事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

6 5の意見の提出を受けた農産局長は、事業実施主体の選定の審査に際し、当該意見について十分配慮するとともに、その審査結果について地方農政局長を経由して、関係県に情報提供するものとする。

7 審査の経過は、応募者に通知しないものとし、審査の経過についての問合せその他一切の照会には応じないものとする。

第8 審査結果の通知

地方農政局長は、補助金交付候補者を決定した場合は、速やかに応募者に対して通知する。

第9 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととする。

なお、国からの他の補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えないが、当該補助金等についての採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は採択の決定若しくは補助金の交付の決定を取り消す場合がある。

第10 応募方法

1 公募期間

令和8年2月19日（木）から令和8年3月12日（木）午後5時まで（必着）

2 提出先及び問合せ先

応募書類は、郵便又は電子メールにより以下の提出先窓口に提出するものとする。なお、FAXによる提出は受け付けない。資料に不備がある場合は、審査の対象とならない場合がある。

問合せについては、平日の午前9時から午後5時まで（正午から1時までを除く。）とし、電子メールによる問合せは、不可とする。

<提出先>

・鹿児島県の場合

九州農政局生産部園芸特産課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎

TEL:096-300-6251

・沖縄県の場合

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL:098-866-1653

<事業に関する相談窓口>

・九州農政局生産部園芸特産課

TEL:096-300-6251

・内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

TEL:098-866-1653

・事業担当課：農林水産省農産局地域作物課

TEL:03-3501-3814 (直通)

3 提出に当たっての注意事項

- (1) 事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。
 - (2) 申請書類を郵送等により提出する場合は、次に掲げる応募書類を封筒に入れ、「令和8年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（さとうきび農業機械等導入支援事業）応募書類在中」と表に朱書きして提出先窓口に提出するものとする。
なお、提出書類は返却しない。また、機密保持には十分配慮する。
 - ア 応募申請書（別紙様式1）
 - イ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（甘味資源作物等支援事業のうちさとうきび農業機械等導入支援事業）事業実施計画書（別紙様式1別添）
 - ウ 規約、役員名簿、総会資料等応募者の活動内容が分かる資料
 - エ 申請書類チェックシート（別紙様式2）及びチェックが入った書類
 - (3) 申請書類の電子メールによる提出を希望する場合は、問合せ先に送付先アドレスを確認し、件名を「令和7年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進さとうきび農業機械等導入支援事業の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載する。
また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7MB以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を応募者名・その〇（〇は連番）とする。
 - (4) 審査に当たり、農林水産省から応募者に申請内容の確認を行う場合がある。
- ### 4 審査期間
- 令和8年4月中旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）
- ### 5 採択・不採択の連絡
- 令和8年4月下旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

第11 補助金等交付候補者に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければならない。

1 補助金等の経理管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理（預金口座（無利息型）の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器・設備等の財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体は、令和8年度一般会計予算の成立後に改正される予定の持続的生産強化対策事業推進費補助金交付等要綱、持続的生産強化対策事業実施要領等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の評価等、事業実施の全般についての責任を持たなければならない。

3 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、調査を行う場合がある。その際、ヒアリング等の実施について協力を依頼することがある。

4 作業安全の確保

事業実施主体は農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシート（以下「作業安全チェックシート」という。）を用いて事業実施期間中に作業安全に係る状況を確認し、作業安全の確保に努め、地方農政局等に対して作業安全チェックシートを提出するものとする。

5 環境負荷低減の取組

事業実施主体は「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）を用いて、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、地方農政局等に対してチェックシートを提出するものとする。

6 AI・データ契約ガイドラインに準拠した契約の締結

スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。